

令和 6 年度

保育所利用案内

重要事項説明書



社会福祉法人 福島福祉施設協会

福島隣保館保育所

〒960-8067 福島市須川町 3 - 3 0

TEL 024-534-2966

Fax 024-534-3010

メールアドレス rinpokan2966@docomo.ne.jp



施 設 概 要

名 称 社会福祉法人福島福祉施設協会 福島隣保館保育所
 所 在 地 〒960-8067 福島市須川町 3-30
 Tel 024-534-2966 / Fax 024-534-3010
 経 営 主 体 社会福祉法人福島福祉施設協会
 〒960-8166 福島市仁井田字龍神前 2-1
 Tel 024-545-3221 / Fax 024-545-5158

沿 革

昭和 8 年 5 月 24 日 福島隣保館創設 保育部、授産部、診療部を設ける
 昭和 8 年 6 月 保母養成所を併設 (昭和 24 年 3 月廃止)
 昭和 9 年 1 月 児童部開設
 昭和 23 年 5 月 1 日 児童福祉法による児童福祉施設保育所許可を受ける
 昭和 26 年 4 月 福島隣保館保育所と名称を変更
 設置主体が福島市社会福祉協議会となる
 昭和 56 年 2 月 設置主体が社会福祉法人福島福祉施設協会となる
 昭和 56 年 9 月～昭和 58 年 3 月 改築のため旧保育専門学院(岳陽中一画)へ移転
 昭和 57 年 10 月 全面新築工事
 昭和 58 年 2 月 完成

施 設 内 容

○施設規模

- ・ 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建 ・ 敷地面積 1990㎡
- ・ 建物面積 522.19㎡ ・ 延床面積 736.42㎡
- ・ 設備遊具 ジャングルジム 登り棒 すべり台 鉄棒 砂場 プール
- ・ 定員 120 名(0 歳～6 歳)

○クラス構成 ひよこ…0、1 歳 こじか…1 歳 はと…1、2 歳 ひばり…2 歳
 つばめ…3 歳 いちょう…4 歳 ぽぷら…5 歳 計 7 クラス

- ・ その年の入所人数により混合になる場合があります。
- ・ 入所児童数の変動により年度途中での進級もありますのでご了承ください。

○職員 所長 主任保育士 副主任保育士 保育士 主任栄養士 調理員 用務員

○嘱託医 とやのクリニック 山本喜代志先生 穴戸歯科医院 穴戸計一先生

○開所時間 7:00～19:00 (18:00以降は延長保育)

- ・ 保育標準時間 7:00～18:00 ***別紙 1**
- ・ 保育短時間 8:30～16:30

○延長保育 標準時間 18:00～/短時間 7:00～8:30、16:30～ ***別紙 2**

○休日 日曜日・祝日 年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日

○実施保育事業 乳児保育(産休明け～) 延長保育 障がい児保育 一時預かり保育

保 育 の 理 念

子どもの最善の利益のため、その人権を尊重し、保護者と地域と共に、豊かな人間性と生きる力を育みます。

保 育 方 針

- 1、「新保育所保育指針」に則り、子どもの人権を尊重し、保育する。
- 2、笑顔あふれる温かい雰囲気の中で、子どもたち一人ひとりに寄り添い、心身ともに健やかな成長を育む。
- 3、豊かな食を通して生命の大切さ、生きる力を培う。
- 4、保護者とのより良い協力関係を築きながら、共に保育を進める。
- 5、健康で安全な環境のもとで、養護と教育の一体的な提供を行う。
- 6、子育てサービス・情報を提供する中で、地域との関わりを大切に子育て支援を行う。

めざす子ども像

- 1、心が豊かで体がたくましい子ども
- 2、自分で考え、行動できる子ども
- 3、友だちと仲良く遊ぶ子ども

福島隣保館保育所では・・・

リトミック・・・こじか・はと・ひばり・つばめ・いちよう・ぽぷら組
が音楽に親しみながら、体を動かすことを楽しんでいます。
講師：M. M リトミック 宗像 万記

ジャズダンス・・・4、5歳児が音楽に合わせてダンスを楽しんでいます。
講師：波恵ダンスカルチャーパーク 阿部 優子・小林 真理
鈴木 育子

令和6年度 社会福祉法人 福島福祉施設協会
事業計画書

1. 運営方針

- (1) 子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保に努める。
- (2) 地域の保育ステーションとして、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援の役割を果たす。
- (3) 多様な保育ニーズに応え、保護者が安心して預けられるよう、質の高い保育を行う。《産休明け（満56日）からの乳児保育、延長保育（午前7時から午後7時）一時預かり、障がい児保育》
- (4) 研修に取り組み専門性の向上を目指す。
- (5) 養成校（保育士・栄養士・看護師）及び小・中・高校生等からの実習や体験・訪問を受け入れることにより保育所の機能と役割を知らせ、人材育成に繋げる。
- (6) 保育所の情報を提供・公開することにより地域社会や子どもの学びの連続性に配慮し、幼・保・小・中との交流や連携に努める。
- (7) 新保育所保育指針についての理解を深め、質の高い保育に努める。
- (8) 子育て支援の充実を図るため、ホームページを活用し地域還元プロジェクト（おかあさん大丈夫コーナー）を展開していく。

2. 保育方針

- (1) 発達段階による保育課程に基づき保育を進める。
- (2) 適切な環境の中で一人ひとりの子どもを受容し、情緒の安定をはかり、養護と教育の一体的な提供に努める。
- (3) 常に保護者との共通理解のもと、家庭保育と集団保育との相互関係を大事にしながら保育を進める。
- (4) 食事や食に関する保育活動を通して、望ましい食生活や栄養摂取について知らせ、健全な心と体を育てる。
- (5) 子どもの心身の発達を阻害する事象を見逃さず、適切に対応する。
- (6) 小学校へのアプローチプログラムの一環として、就学児の交流会を実施し、心の育みを目指す。
- (7) 福島市特色ある幼児教育・保育プロジェクトを通して6施設で交流を図り、食についての興味・関心を深める。

3. 食事方針

- (1) 多種類の食品を使い、バランスよく組み合わせた献立をつくる。
- (2) 食材については、地産地消を中心に新鮮かつ旬の物を購入する。
- (3) 既製品は極力使用せず、原材料を始めから調理する。
- (4) 味付けには化学調味料を使用せず、薄味にして味覚を発達させる。
- (5) 年1回の嗜好調査を実施し、様々な経験や年齢に合った食事を通して、望ましい食習慣を身につける。
- (6) 出来立ての主食や副食を提供する事により、子どもの食への意欲を高め食育の促進を目指す。
- (7) アレルギー児の対応など、個々の健康状態に応じた食事を提供する。
- (8) 食べ物による窒息事故を防ぐ為に、子どもの食べる機能の発達に合った食材、調理法を工夫

し安全に提供する。

4. 健康管理

- (1) 身体測定、内科健診、歯科検診、乳児健診、尿検査(3歳以上、年1回)を実施する。
- (2) 食事前・帰所後などの小まめな手指消毒、手洗いうがいを徹底する。
- (3) 玩具等の子どもの使用するものや人の手が触れる部分の消毒を徹底する
- (4) 定期的な換気による部屋の空気の入替えと室温(20～23℃)湿度(50～60%)を保てるように工夫し健康管理に努める。

5. 安全管理

- (1) 危機管理・衛生管理・感染症マニュアルを全職員に周知徹底させ、地域との連携の中でその時に応じた安全管理に努める。
- (2) 子どもたちに分かりやすい防災、防犯の指導を行う。
- (3) 安全管理にかかわる研修に取り組み、その内容を職員全員に周知し実践することにより子どもたちの安全を守る。
- (4) 0歳児のマット型センサーの活用と目視確認で乳幼児の睡眠中の安全管理に努める。
- (5) 保育所に関わる全ての個人情報について、管理規程に沿って関係者の同意を得ながら慎重に取り扱う
- (6) 保護者連絡を電話やメールだけでなく、アプリ導入により災害時における連絡方法を確保する。

6. 保育の質の向上

- (1) 施設外の研修及び研究会に参加し、保育行政や動向に対して理解を深める。
- (2) 園内研修やオンライン研修、キャリアアップ研修等に取り組み専門性の向上に努める。
- (3) 人権擁護のためのセルフチェックリスト等を活用し、適宜保育の振り返りを行う。
- (4) 保育ソフトを活用して記録を整理し、事務の円滑化を図る。

7. 主な施設設備等整備計画

項目	内 容		場 所
1	駐車場整備	駐車ロープが見えにくいため舗装し白線を引き整備	駐車場
2	給食室洗浄機交換	経年劣化による機械の不具合	給食室
3	保育室の押し入れ改修	経年劣化によるリフォーム工事	こじか組 ひばり組
4	アプリの導入	災害時に備えてメールからアプリに変更	全クラス

<テーマ>

いっしょに食べると おいしいね

いっしょに遊ぶと たのしいね

大きくなるって うれしいね



<年齢別年間目標>

福島隣保館保育所

年 齢	目 標
0歳	○1人ひとりの生活リズムや欲求を満たし、安心・安全な環境の中で情緒の安定を図りながら、信頼関係や愛着関係を育む。 ○見る、聞く、触るなど、豊かな環境の中で感覚や運動的な遊びを楽しむ。 ○離乳の完了や歩行、発語の意欲を育てる。
1歳	○探索活動を通し、見る、触れる、などの経験をし、人やものへの興味を広げて、一緒に遊ぶ楽しさをあじわう。 ○保育士や子ども同士の関わり通し、言葉の理解や発語を育て、言葉を使うことを楽しむ。
2歳	○自分で身の回りのことができる達成感を感じ自分でやろうとする。 ○保育士や子ども同士の関わりの中で、一緒に遊ぶことの楽しさを味わう。 ○友だちと一緒に食事をすることに喜びを感じ、楽しく食事をする。
3歳	○栽培やお手伝いを通して食材に興味・関心を持ち、食べることの楽しさを友だちと共感する。 ○友だちと一緒にルール・約束を守ろうとしながら、一緒に遊ぶことを楽しむ。 ○自分の思ったこと・感じたことを様々な方法で表現し楽しいことや嬉しいことなどを、友だちと共有する。
4歳	○様々な活動を通して、ルールを守る大切さ、友だちと一緒に協力し合う楽しさを知る。 ○生活の中で感じたこと、考えたことを言葉で伝え、表現し、好奇心・探求心を育む。 ○お手伝いや栽培、クッキングなどの食育活動を通し、食べることの楽しさを友だちと共感しあう。
5歳	○栽培やクッキング等、様々な食体験を通し、食べ物への興味や食べる意欲と命の大切さを感じる。 ○自分や友だちの良いところを認め合い、生活や遊びの中で、同じ目標に向かい力を合わせ、達成感や充実感を持つ。 ○様々な経験を通し、必要な基本的生活習慣や思いやりの気持ちを持つ。

保育所生活について

<保育時間について>

保育時間申込書を提出していただきます。

<登降所について>

○登所時間は、9：00までです。

○欠席、登所時間に遅れるとき

- ・9：00までに連絡してください。連絡がない場合、安否確認のため保育所から連絡を入れさせていただきます。
- ・継続した休みについては、期間をお知らせください。

○登所時

- ・お子さんと一緒に、持ち物を決められたところに置きましょう。
持ち物の準備が終わったら、お子さんを直接保育士に預けてください。
外に出てしまうなど危険行為の防止にご協力お願いいたします。

○降所時

- ・迎えの際は、必ず保育士に声をかけてください。
お子さんと一緒に、帰りの支度をしましょう。
お子さんだけで、玄関から出たり、道路に飛び出したりすることがないように、車に乗るまではお子さんの手を離さないようにしてください。門の開閉は必ず保護者の方が行って下さい。
- ・迎えの方が変更になるときは、事前にご連絡ください。連絡のない場合には、確認の連絡をさせていただきます。

<駐車場の案内>

車で登降所する方は、次の事項へのご協力をお願いします。 ***別紙3**

- ・駐車したら、エンジンを切り、必ず鍵をかけてください。
(近隣への迷惑、子どものいたずら、車上荒らし、置き引き等の犯罪防止)
- ・駐車スペースが限られていますので、送迎は所庭で遊んだりせず、速やかにお願いいたします。

<納入金等について>

- ・原則、銀行口座振替となります。
- ・主食・副食費、延長保育料、教材費の当月分は、翌月14日に請求、振替は25日になります。
残高等をご確認ください。(休業日の場合は翌銀行営業日となります)
- ・保育料(0.1.2歳児)は福島市の定めた額で、当月分は当月末日に振替になります。
(末日が休業日の場合は、翌銀行営業日となります)入金または、残高等をご確認ください。

★現金(保護者会費等)で納入していただくものについては、必ず職員に手渡してください。
金融機関に納める都合上、月～金曜日の朝に納入してください。土曜日はお預かりできません。

<主食費・副食費について>

3歳以上児の給食に係る費用として、毎月 7,500 円（主食費 1,000 円、副食費 6,500 円）を口座振替させていただきます。減額対象(※)は、長期欠席連絡票を提出時のみ適応となります。

(※) 2 週間以上連続して欠席する場合は福島市への提出書類（保育施設長期欠席連絡表）を確認の上、副食費月額 6500 円から(日祝祭日を除く)1 日あたり 260 円を減額します。
主食費月額 1000 円から(日祝祭日を除く)1 日あたり 40 円を減額します。

<延長保育について>

利用料は、1 回 200 円です。ご利用希望の方は延長保育申請書を提出してください。
利用する場合は、担任または対応にあたった保育士に、当日朝までにお知らせください。
急に必要となった場合は、電話でお知らせください。

<写真の販売について>

保育所生活の様子や行事の写真をインターネット販売しています。

- ・販売のお知らせをしますので、配布した用紙の QR コードをスマートフォンで読み込み、パスワード等の必要事項を入力し、注文番号、金額を確認の上、お申込み下さい。

<変更・退所手続きについて>

以下に変更があった時には、速やかにお申し出頂き、書類を市役所に提出いただきます。

- ・住所変更
- ・世帯員の変更（家族が増えた、減った）
- ・婚姻、離婚、死別



『支給認定申請内容変更届出書』

- ・保育必要量の変更（短時間保育、標準時間保育）
（例） 就労 妊娠出産 育児休業
求職活動 災害復旧



『支給認定変更届出書』

保育所をやめるとき



『退所届』 決まり次第、速やかにお伝えください。

<児童虐待について>

「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき児童並び保護者に対し、児童虐待防止の為の啓発、早期発見に努めます。

『児童虐待の防止等に関する法律 第5条』

学校、保育所や児童福祉施設、病院その他児童福祉に業務上関係ある団体や職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

『児童虐待の防止等に関する法律 第6条』

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに児童福祉事務所に通告しなければならない。

家庭との連携について

<連絡の方法について>

保育士は時間差勤務をしており、担任と直接話すことができない時もあります。

お子さんの体調の連絡等は、登所時、対応にあたった保育士に伝えてください。また、必要に応じて、連絡ノートでお知らせください。

随時面談等もお受けいたしますので、お申し出ください。

・ひよこ、こじか、はと、ひばり組

連絡帳にお子さんの家庭での様子、健康状態等を記入し、毎日ご持参ください。

保育所からは、その日の様子を記入し、お返しします。

・つばめ、いちょう、ぽぷら組

各クラスの様子は掲示板でお知らせしますので帰宅後、お子さんの話を聞きましょう。

配布物はクリアファイルにはさみますので、帰宅後は必ず確認してください。

・発行物

毎月 1 日 : 保育所だより「須川の子」

※行事予定表を掲載しますので、予定の確認をお願いします。

毎月10日頃 : クラスだより ・ 食育だより「いただきます」

月 末 : 給食の献立表

随 時 : 保健だより ・ 保護者会だより

<提出物について>

書類等は、個人用の封筒に入れてお渡ししますので、封筒に入れて提出してください。

また、期日までの提出にご協力下さい。 ※封筒はその都度返却してください。

<緊急連絡について>

・発熱（38.0℃）や発熱がなくても体調不良が見られたとき

『緊急連絡票』に記入された番号にご連絡させていただきます。

★都合で長時間職場を離れる場合などは、連絡先をお知らせください。

状況により速やかなお迎えにご協力ください。

・受診を必要とするケガや体調異変などが発生したとき

電話にて発生状況や症状をお伝えし、受診先医療機関のご相談をいたします。希望される医療機関がある場合は、お伝えください。受診後は、治療経過をご連絡します。

★保険証の番号など正確に記入し、変更があった場合は速やかにお知らせください。

(住所・電話番号・就労先等)



・受診予定先医療機関・・・休診の際には、変更になります。

受診科目	医療機関名	住所	電話番号
小児科	とやのクリニック（嘱託医）	鳥谷野字宮畑 64-1	544-1122
皮膚科	もり皮膚科小児科医院	大森字丑子内58-5	545-3268
眼科	堀切眼科	太田町 8-17	563-1504
歯科	穴戸歯科（嘱託医）	矢剣 20-11	533-8118
耳鼻咽喉科	やすた耳鼻咽喉科クリニック	東中央2丁目 3-9	525-7565
外科・整形外科	ARC 吉田整形外科	早稲町 4-16	522-0321

＜保険の加入について＞

- ・「賠償責任保険」…あいおいニッセイ同和損害保険株式会社に加入しています。
- ・「独立行政法人日本スポーツ振興センター」…同意書を提出していただき、保護者会と保育所にて負担しています。

※別紙4

＜災害時緊急連絡について＞

災害時の緊急連絡場所は、福島民報ビルとなっています。尚、緊急時の連絡はメールを送信します。
メールアドレスの登録をお願いします。

アドレス rinpokan2966@docomo.ne.jp

変更されたときは、速やかにお知らせください。

問い合わせは、緊急時は、保育所携帯電話にお願いいたします。

保育所携帯電話 090-6785-8306

健康について

健康は、規則正しい生活から。『早寝早起き、朝ごはん』が基本です。

洗顔・歯磨き・整髪・身だしなみを整えて、登所しましょう。

登所前にいつもと違う様子が感じられた時には、保育士まで伝えてください。

＜薬の服用について＞

医師の診断により服用が必要な場合は担任にご相談下さい。以下の手順でお預かりいたします。

- ☐ 1回分（水薬は1回分を別容器に移し替えたもの）
- ☐ 名前を明記する（容器・個包装の袋にも）

- 与薬依頼書を記入する ***別紙5**
- お薬説明書を添付する
- 上記のものをジッパー付き袋に入れる
- 保育士に手渡す ★手渡しされなかったものについては、与薬できません。
- 降所時、返却します（ジッパー付きの袋に、洗った容器と依頼書を入れます）
- ★塗り薬については、お手数でも塗布回数分の使い捨て手袋も入れてください。
- ★『与薬依頼書』・・・添付のものをコピーしてお使いください。

※与薬依頼書とお薬説明書、1 回分のお薬をジッパー付きの透明袋に入れてください。

薬服用開始期間は、原則
受診日となります

薬服用最終日は、処方された日数の最終日となります。与薬最終日後には、保護者の方のサインをお願いします。

※別紙5

与 薬 依 頼 書		クラス名
児童名		保護者名
※ジッパーの袋に、与薬依頼書・くすり・薬の説明書を入れて依頼してください。 薬の容器や袋には、必ずクラス名と児童名を記載してください。		
病名(症状)	医療機関名	受 診 日 年 月 日
・薬の内容（該当するものに○印） ・粉薬（ 包 ） ・水薬 ・その他（ ） ・塗り薬(患部) ・点眼（ 右 ・ 左 ・ 両方 分間の間隔を開ける） ・薬の服用(使用)のタイミング及び方法 ・昼食前 ・昼食後 ・午睡前 ・午睡後 ・その他（ ） ・薬の保管法 ・室温 ・冷蔵所 ・その他（ ）		
薬服用期間 年 月 日 ～ 年 月 日まで		
月 日	預かり表	
与薬者		
与薬時間		
※最終日の記録を確認してサインを記入し、 保育所へ提出をお願いします。		保護者のサイン 福島県保健所

<内科健診>

嘱託医とやのクリニック山本喜代志先生による検診を年 2 回実施
入所時 0 歳児のお子さんについては、毎月「乳児健診」を実施

<歯科検診>

年 1 回実施します。
★検診結果は、速やかにお知らせします。
★要治療の方は、速やかに受診し、担任までお知らせください。

<口腔内の衛生について>

幼児期の子どもたちの歯を守るために、昼食後にお茶を飲む習慣から「ぶくぶくぺっ」のうがいへ。
3 歳以上児の食後の歯磨き実施については、状況を見ながら開始します。

<尿検査>

3 歳以上児のみ年 1 回実施します。検査項目は、潜血・たん白・ケトン。
★検出された場合は、かかりつけ医で受診し、受診結果を担任まで報告ください。

＜予防接種＞

子どもたちを感染症から守るために、重篤な症状に至らないために適切な時期に受けましょう。

接種後は担任まで報告ください。また、新年度当初に『定期予防接種実施状況』の用紙で、記入漏れがないか確認していただきます。体調の良いときに、かかりつけ医と相談し、計画的に進めましょう。

＜感染症にかかったとき＞

乳幼児期は、流行しやすい感染症の種類も多く、様々な感染源に無防備なために、一人の発症があればたちまち蔓延します。そのため、早期発見をし、治療する必要があります。病気が回復過程にあっても、病原体をまだ排出するために、他へ移す可能性のある期間は、病気の種類によって大体決まっています。また、登所停止期間が、そのときの症状によって必ずしも一律ではないので、集団生活に入るためには、医師の診断が必要になります。***別紙6** 感染症の蔓延を防ぐため『医師の意見書』を提出していただくようになります。

★『医師の意見書』・・・添付のものをコピーしてお使いください。***別紙7**

＜メディアとの付き合い方＞～スマホやテレビに頼りすぎてはいませんか。～

小さな子どもたちにとっては、現実体験＝顔を合わせて話すことを通して、自分の思いを伝えるための言葉や、他の人の気持ちを感じる力が育まれます。

食事の時は、テレビを消してお話を楽しむ、ゲームや動画も時間を決める、時々声をかけるなどし、親子の会話の時間を大切にしましょう。

＜乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防のために＞

仰向けで寝かせていますか？（うつぶせ寝をさせていませんか？）

令和元年11月に厚生労働省より通達が入り、『子どもの安全を最優先とする意識の徹底と事故防止のガイドライン』に従い、お昼寝時に、睡眠時チェックをしています。

0歳児	・・・	5分毎に、マット型センサーを活用し確認 目視で体位・呼吸・顔色・熱等の確認
1歳児	・・・	5分毎に、目視で体位・呼吸・顔色・熱等の確認
2歳児	・・・	10分毎に、 //
以上児	・・・	30分毎に、目視で顔色等の確認

★乳幼児突然死症候群（SIDS）からわが子を守るために

【仰向けで寝かせましょう】・・・ご家庭でも仰向けで寝る習慣付けにご協力下さい。

【タバコはやめましょう】・・・受動喫煙 令和2年4月から全面禁煙が始まりました。



子どもたちの生活について

保育所の日



時間	0, 1, 2歳児 (ひよこ・こじか・はと・ひばり)	3, 4, 5歳児 (つばめ・いちよう・ぽぷら)
7:00	◆開所	
	・ 順次登所（9時まで） 挨拶、健康観察、持ち物始末 自由遊び（当番保育士のもとで）	・ 順次登所（9時まで） 挨拶、健康観察、持ち物始末 自由遊び（当番保育士のもとで）
9:00	・ 遊びの片付け、オムツ交換 排泄、手洗い	
9:30	・ おやつ ・ 保育計画による活動、片付け	・ 遊びの片付け、排泄、手洗い、 当番の仕事
10:00	オムツ交換、排泄、手洗い 昼食の準備	・ 保育計画による活動、片付け、排泄 手洗い、昼食準備
11:00	・ 昼食 食後の口・手拭き、オムツ交換	
11:30	排泄、着替え	・ 昼食 歯みがき、片付け、排泄
12:00	・ お昼寝（14:30まで）	
12:30		・ お昼寝（14:30まで）
13:00		
14:30	・ オムツ交換、排泄、手洗い	・ 排泄、身支度、手洗い
15:00	・ おやつ	・ おやつ
16:00	・ 当番保育士のもとで活動	・ 当番保育士のもとで活動
	～お迎え順に降所～	
18:00	延長保育 おやつ	
19:00	◆閉所	



<服装について>

- ・一人で脱ぎ着しやすく、汚れることを気にせず、遊べるものを着せて頂くようお願いいたします。
- ・引っかかる危険があるひも付き、フード付きの服、スカート、裾の広がったガウチョパンツ、スカッツなどは避けてください。また、服にスパンコール、ビーズなどが付いていると、落下した際、口に入れる等、誤飲にもつながりますので、できるだけ避けて下さい。
- ・子どもは代謝もよく汗かきです。できるだけ薄着を心掛けましょう。
- ・靴は、足のサイズにあった、子どもが自分で脱ぎ履きがしやすいものにして下さい。

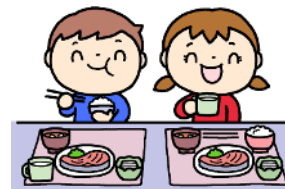
<持ち物>

- ・*別紙8の持ち物をご準備ください。
- ・持ち物一つ一つ、見えやすい所にはっきりとお子さんの名前を書いて下さい。
- ・お譲りなどは、名前を書き換えてから使用頂くようお願いいたします。

給食について

<給食目標>

- ・おなかがすくリズムのもてる子ども
- ・食べたいもの、好きなものが増える子ども
- ・一緒に食べたい人がいる子ども
- ・食事づくり、準備にかかわる子ども
- ・食べ物を話題にする子ども



<給食の基本方針>

- ・できる限り多種類の食品を使い、バランスよく組み合わせた献立をつくる
- ・食材については、安全で新鮮な物を購入し、旬の食材を使用していく
- ・原材料をはじめから調理する（既製品は極力使用しない）
- ・味付けには化学調味料を使用せず、可能な限り薄味にして味覚を発達させる
- ・年齢に合った食事指導をし、望ましい食習慣を付けさせる
- ・季節に合った温度の食事を提供する事により、子どもの食の意欲を高め、食育の推進を目指す
- ・可能な限り個々の健康状態に応じた食事を提供する

<給食の内容>

全年齢児、完全給食です

○3歳未満児

- ・0歳児は、ミルク、離乳食が出ます。
- ・育児用調整粉乳は、80℃以上の熱湯で調乳します。（厚生労働省通達）
- ・乳児の調乳と離乳食は子どもの成長にあわせて進めます。
- ・3歳未満児は身体がまだ小さいため、一度に食べられる量が少ないので、栄養を補う意味でも午前のおやつがあります。

○3 歳以上児

- ・3 歳以上児は、成長するにつれて、まとまった量が食べられるようになりますので、午前のおやつはありません。

○食物アレルギーの子への食事提供をしています

- ・全員の状況を ***別紙 9** の提出で確認します。
食品によるアレルギー要因のある場合は、医師の診断を受け、医師の指示書を提出していただきます。（担任まで申し出ください） ***別紙 10**

< 1 日の栄養摂取量 >

	1 ～ 2 歳児	3 ～ 5 歳児
1 日に必要な栄養	900～950Kcal	1250～1300Kcal
たんぱく質	20 g	25 g
脂 質	20～30 g	20～30 g
カルシウム	400～450 mg	550～600 mg
鉄	4.5 mg	5.5 mg

★保育所では、1 日の必要量のおおむね半分を摂取しています。詳しい栄養量は献立表に載せてあります。また、数値はあくまでも目安と考えてください。

- ※ 保育所で楽しく十分に遊び過ごせるよう、朝ごはんはしっかり食べてから登所しましょう。
- ※ 離乳・幼児食献立表は前月末に配布します。
- ※ 毎月「いただきます」を発行しますので、ご覧下さい。
- ※ 毎日の給食は、事務所前のケースに展示しておきますのでご覧ください。
（量は2歳児量となっています）
- ※ 好評だったメニューのレシピを展示食ケースの上に置きますので、是非お役立て下さい。
- ※ 給食を提供できる時間（喫食時間）は、出来上がってから2時間となっています。
通院などで登所が遅れる場合には、ご注意下さい。

★安全な給食を提供するために、給食担当職員、ひよこ組担任保育士は毎月保菌検査を実施しています。

- 通 年・・・赤痢菌、腸チフス、パラチフス、サルモネラ
腸管出血性大腸菌 O26、O111、O157
- 10月～3月・・・ノロウイルス（給食担当職員のみ）

保育所利用にあたり

<ご意見ご要望について>

保育所を利用して、気付いたこと、保育のこと、子育ての悩み等、送迎時に直接お伝え頂く、電話または『ご意見箱』でも受付けております。解決に向けて努めます。解決が難しい件は、以下の第三者委員に相談することができます。

苦 情 解 決 体 制

苦情解決者

□責任者 所 長 小野 美和

□受付担当者 主任保育士 海藤 晴美

□第三者委員

矢吹 稔 024-546-2255

大河内 恵 024-567-3526

斎藤 幸子 024-545-3859

苦情解決に社会や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置します。

<個人情報の管理について>

○保護者の皆様からお預かりした個人情報は、責任を持って管理いたします。また、保護者の方の承諾がない限り、個人情報を第三者に提供することはありません。

○おたよりや行事などでお子さんの名前を呼んだり、書き出したりすることがあります。また、インターネットにて写真等の掲示もしますので、ご了承下さい。

○行事等での保護者による写真や動画の撮影は、個人情報保護法により、許可なく他人に譲与、流出なされないようにしてください。

○「個人情報使用同意書兼誓約書」の提出をお願いいたします。

「個人情報使用同意書兼誓約書」の内容をお読みいただき、必要事項を記入・押印し、提出してください。なお保育所利用案内に綴じてある「個人情報使用同意書兼誓約書」にも記入・押印して保管してくださいますようお願いいたします。